

令和3年

第1回市議会定例会 報告第2号

専決処分の報告について

令和2年10月12日函館市末広町8番5号先で発生した交通事故による損害賠償の額を令和3年2月4日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

191,705円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する40歳代の男性